

「千曲川流域学会」規約

第1章 総則

(名 称)

第1条 本学会は、千曲川流域学会(以下「学会」という)と称する。

第2章 目的および事業

(目 的)

第2条 本学会は、千曲川流域の地域社会の中で育まれてきた在野の知恵と、社会科学・人文科学・自然科学のさまざまな領域にまたがる研究を統合して、千曲川流域に関する知識を集積し、豊かな自然環境と調和した地域社会の持続的発展に寄与する知識基盤の形成をめざす。そのために、地域社会の住民、NPO、行政機関、企業、各種業界団体、地域団体と大学、研究機関などが一堂に会する人的ネットワークを創り、流域を単位とした新しい地域研究のあり方をさぐる。

(事 業)

第3条 本学会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) 年次大会、シンポジウム、研究会等の開催
- 2) 学会誌その他の刊行物の発行
- 3) 共同調査研究および情報交流事業の実施
- 4) 内外の関係学会、団体との連絡および交流
- 5) 前4号のほか、理事会が適当と認めた事業

第3章 会員

(会 員)

第4条 会員は、個人会員および団体会員とする。

- 2 千曲川流域に関心を持ち、本学会の目的に賛同する者または団体は、本学会の会員になることができる。
- 3 会員になろうとする者または団体は、理事会に申請するものとする。会員資格は会費を納入した時点で成立する。
- 4 個人会員および団体会員は、本学会の事業に参加し、総会に出席することができる。

(会 費)

第5条 会員は、下記の会費(学会誌代を含む)を納めなければならない

- 個人会員 5,000 円(年額) (ただし、学生会員は、2,000 円、高校生以下は無料)
団体会員 10,000 円(年額)

(退 会)

第6条 会員は、届出により退会することができる。

- 2 会費を継続して3年以上滞納した者は、理事会において、退会したものとみなすことができる。

第4章 機関

(役員)

第7条 本学会に、次の役員を置く。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 2名
- 3) 理事 20名以内
- 4) 監事 2名以内
- 5) 理事会が必要と認めた顧問その他の役員

(選任)

第8条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 会長および副会長は、理事会において互選する。
- 3 監事は、理事を除く会員から選出する。

(任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

(会長および副会長の職務)

第10条 会長は、会務を総理し、本学会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けた時はその職務を代理する。

(理事会)

第11条 本学会に、会務を執行する機関として理事会を置く。

- 2 理事会は、会長、副会長その他の理事で構成する。
- 3 理事会は、会長がこれを招集し、主宰する。
- 4 理事会は、理事の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 5 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 6 理事会の下に、企画委員会、編集委員会および事務局を置き、各1名を担当理事とする。

(会計監査)

第12条 監事は、本学会の会計を監査し、監査結果を総会に報告するものとする。

(事務局)

第13条 会務を処理するために、本学会に事務局を置く。

(総会)

第14条 本学会は、毎年1回、総会を開催する。

- 2 総会は、会長が招集し、議長となる。
- 3 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 4 理事会が必要と認める時または会員の5分の1以上の者から書面で総会に付議すべき事項を示して総会開催の請求があった時は、会長は、臨時総会を招集しなければならない。
- 5 総会は、次の事項を審議・議決する。

- 1) 事業報告および収支決算に関する事項
- 2) 事業計画および収支予算に関する事項
- 3) 役員を選出
- 4) 規約の改正
- 5) その他総会が必要と認めた事項
- 6 総会の議事は、第4項の4)を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第5章 会計

(本学会の経費)

第15条 本学会の経費は、会費および寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 本学会の会計年度は、毎年、1月1日に始まり、12月31日に終わるものとする。

(決算報告書・予算計画書)

第17条 事務局は、毎会計年度終了後、決算報告書および予算計画書を作成し、理事会の議を経て総会に提出し、その承認を得なければならない。

第6章 規約の改正

(規約の改正)

第18条 本規約は、総会における出席会員の3分の2以上の同意がなければこれを改正することができない。

第7章 雑則

第19条 本規約の施行についての細則は、理事会の議を経て、会長がこれを定める。

附則

- 1 本規約は、2007年 6 月 2 日から施行する
- 2 本学会の設立当初の役員は、設立準備委員会が推薦する。
- 3 本学会の事務局は、当分の間、長野大学に置く。
- 4 第一期の理事の任期は、当該年度に限り、2009年3月31日までとする。

連絡先：長野県上田市下之郷 658-1 長野大学環境ツーリズム学部

TEL：0268-39-0001 (長野大学)

FAX：0268-39-0002 (千曲川流域学会準備委員会事務局宛)

e-mail: ryuiki@nagano.ac.jp